

宮崎市森林整備計画書

計画期間 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 1 5 年 3 月 3 1 日

宮 崎 県

宮 崎 市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	5
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の規程に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	14
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
(1)	水源の涵養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	
ア	区域の設定	
イ	森林施業の方法	
(2)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林	
ア	区域の設定	
①	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
②	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
③	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
④	水源の涵養機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
イ	森林施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
(1)	区域の設定	
(2)	森林施業の方法	
3	その他必要な事項	
(1)	施業実施協定の締結の促進方法	
(2)	その他	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	18
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
5	その他必要な事項	

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	18
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	20
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項	23
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
III	森林の保護に関する事項	26
第1	鳥獣害の防止に関する事項	26
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	26
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	28
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
V	その他森林の整備のために必要な事項	30
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
7	その他必要な事項	

付属資料

- 1 市町村森林整備計画概要図
- 2 参考資料
 - (1) 人口及び就業構造
 - ① 年齢層別人口動態
 - ② 産業部門別就業者数等
 - (2) 土地利用
 - (3) 森林転用面積
 - (4) 森林資源の現況等
 - ① 保有形態別森林面積
 - ② 在市者・不在市者別私有林面積
 - ③ 民有林の齢級別面積
 - ④ 保有山林面積規模別林家数
 - ⑤ 作業路網の状況
 - ア) 基幹路網の現況
 - イ) 細部路網の現況
 - (5) 市町村における林業の位置づけ
 - ① 産業別総生産額
 - ② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額
 - (6) 林業関係の就業状況
 - (7) 林業機械等設置状況
 - (8) 林産物の生産概況
 - (9) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況
- 3 宮崎県天然更新完了基準

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

【宮崎市の概要】

本市は、宮崎県の中央部に位置し、総面積643.54km²、人口401,339人(令和2年国勢調査)で、政令指定都市に準ずる中核市である。

年平均気温は17.7℃、年間降水量は2,625mmと多く、比較的温暖多雨な気象条件は林木の生育に好適な環境を有している。

産業は、第3次産業の割合が特に高く、第1次産業の中では農業が盛んである。広大な宮崎平野において施設野菜や露地野菜など地域の特性に応じたバラエティに富んだ農産物が生産されている。一方平成30年度の林業の総生産額は、第1次産業の7%にあたる約15億円で、全産業の0.11%で、林業の割合は極めて少ない地域である。

【森林資源の現状】

本市の森林は、市の北部から西部にかけての丘陵地、及び南部の鰐塚山系、双石山系の山々が市街地を取り囲むように展開しており、総面積の54%を占める35,001haである。

さらに、青島地区から住吉・前浜地区並びに佐土原町東部に位置する海岸松林は、総延長28km、総面積810haに及ぶ県内最大規模の景勝松林であり、潮害防備保安林や保健保安林に指定され、飛砂や潮害から人家や農地等を保全するのみでなく、南国的色彩に富んだその美しい松林は観光やレクリエーションの場として県内外の多くの人々から利用されている。

本整備計画対象民有林18,349haのうちスギを主体とした人工林の面積は11,803haであり、人工林率64%となっている。そのうち標準伐期齢以上の森林が87%の10,271haに達し、大部分が利用可能な林齢となり既に大径材時代が到来している。

森林の所有形態は、保有山林5ha未満の森林所有者が15,317人で小規模所有が全体の97%を占め、典型的な都市型の所有形態となっている。

【森林整備の現状と課題】

人工林のうち大半が伐期を迎えているものの、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化や後継者不足により、森林所有者の経営意欲が減退し、森林施業が十分に行き届かず手入れのされていない山林が多く存在するのが実状である。

また、小規模所有が特に多い地域で、かつ都市部近郊ということもあり、森林所有者の林業への意欲・理解が特に乏しいために施業の集約化が非常に困難で、今後ますます放置林が増加することが予測され山林の荒廃が懸念される。

このため保育、間伐などの適切な森林施業を推進するため、林道・森林作業道の計画的な開設や、コンテナ苗等の導入による森林施業の低コスト化や林業採算性の向上を図るとともに、森林経営管理制度や森林経営計画による施業集約化を積極的に普及・推進する必要がある。

また一方では、地球温暖化の進行による集中豪雨等の異常気象による災害が頻発し、森林の持つ地球環境保全機能や土砂災害防止機能等公益的機能への市民の関心は高まっていることから、森林認証取得の推進や、カーボンクレジット制度の導入等により環境面からの付加価値を付けることで森林の再造林化の推進へ繋がる可能性がでてきており、今後積極的に取り組む必要がある。

本市田野町域や高岡町域では、スギを中心とした造林用苗木の生産が盛んで、県内生産量の約2分の1を占めている。全国苗畑品評会で入賞する等、高岡町一里山地区をはじめとして良質の苗を生産していることでも有名である。

しかし一方で、生産者の高齢化や後継者不足等により生産量の減少が懸念されていることから、伐採量の増加に伴う苗木の需要増が見込まれることや、少花粉品種の苗木を求められていることから、今後、コンテナ苗等の生産の拡大を図ることで、安定した苗木供給体制の整備及び生産コストの削減に取り組む必要がある。

このほか、近年、野生動植物の保護が求められる一方で、サル・シカ等による農林作物等の被害拡大が予想されるため、野生動物との共存を図る森づくりや総合的な防除対策が課題である。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の増加等の社会的情勢の変化に加え、花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市では国・県の計画を踏まえて令和4年3月に策定した「第13次宮崎市農林水産業振興基本計画」に定める「持続可能な循環型の森林づくりを目指します」「豊かで安全・安心な森林づくりを目指します」を基本目標に森林整備を進めていくものとする。

そのために、本市は本格的な収穫時期を迎え充実した森林資源の循環利用を推進しつつ、多面的機能を総合的かつ高度に発揮する森林を目指すこととする。

また、循環型森林施業を推進するため、現在40%台の植林率を、50%を目指すこととし、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的に対応できるよう、森林経営管理制度や森林経営計画制度の推進を通じて施業の集約化を進め、適切な間伐等の実施、適確な更新の確保を推進する。

なお、森林の有する多面的機能を高度に発揮するうえで望ましい森林の姿を森林の有する機能ごとに次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有

の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林

については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成を考慮した森林整備を推進する。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主採後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意するものとする。

また、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては、二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによつて発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

大淀川流域森林・林業活性化センター、県、市、森林組合等の林業事業者及び森林所有者が相互に連携を密にし、関係者が一体となって森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進、林業専用道等の整備及び木材流通・加工体制の整備などの諸施策を計画的かつ組織的に取組み、森林施業の合理化を推進することとする。

II 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、「Iの2の森林整備の基本方針」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の目的の達成に必要な施業を行う。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。さらに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進する。

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、本市内に生育する主要樹種ごとに、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、本市の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、本計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すものではない。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針 葉 樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広葉樹
本市全域	35年	40年	30年	40年	10年	10年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとし、伐採の対象とする立木については、標準伐採期齢以上を目安として選定することとする。

立木の皆伐及び択伐の留意点については、下表のとおりとする。

伐採方法 の別	留 意 点
皆 伐	主伐のうち、択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積に応じて、少なくとも20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあつては40%以下）であるものとする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図れる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

人工林の主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行い、本市における主伐の時期は、下表を目安として定めるものとする。

地 域	樹 種	主伐時期 の目安	標準的な施業体系		
			生産目標	仕立て方法	期待径級
本市全域	スギ	35年生	一般構造用材	中庸仕立て	28cm
		70年生以上	一般大経材		42cm以上
	ヒノキ	40年生	一般構造用材	中庸仕立て	26cm
		80年生以上	一般大経材		40cm以上
	クヌギ ナラ	10年生	しいたけ原木	中庸仕立て	12cm

用材向け広葉樹等については樹種ごとの用途等に対応した時期に伐採するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な伐採方法において、以下のアからオまでに留意して行うものとする。

- ア 森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣地等の重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。
- オ 高性能林業機械等による伐採・搬出に当たっては、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）及び「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）」に基づき、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意するものとする。

3 その他必要な事項

森林所有者等は、所有している森林について日頃の見回りを行い、森林の荒廃が災害の原因とならないよう適正に管理するものとする。

また、伐採に当たっては、伐採しようとする森林の隣接地に人家や公共施設等の重要保全対象のある場合等には、地形、地質等林地の状況を勘案した上で一定の保護樹帯を設置する等、大面積の皆伐を避けることとし、伐採後は現場確認を十分に行い、自然災害、人的災害等の各種災害の起因とならないように伐採残木の処理を適切に行い、無秩序な伐採や植栽未済地の抑制を図り、伐採跡地について早期の更新に努めるものとする。また、事前に隣接所有者と境界確認を行い無断伐採を防止するとともに、森林法以外の許可や届け出が必要でないか確認を行うものとする。

さらに、「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出する際は、自治会や土地改良区等、地元関係団体と事前協議を要することとし、伐採箇所には、市町村森林整備計画に適合した伐採であることを地域住民に周知するため市が発行する伐採届に係る標識を掲示し、無断伐採の未然防止や植栽未済地の抑制を図るものとする。

なお、市道、農道、林道等の公共道路を使用する場合は、破損しないよう十分に注意し、使用后に破損が判明した場合には、破損の原因者により破損箇所の復旧を行うこととする。

第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定することとする。

また、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。

広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書（1996年3月宮崎県林業総合センター）」等を参考として、地域の自然条件等に適合した樹種を選定するものとする。

区 分	針広葉樹別	樹 種 名
人工造林の 対象樹種	針葉樹	スギ、ヒノキ、クロマツ、カヤ、モミ、イチョウ、イヌマキ
	広葉樹	クヌギ、ナラ、カシ類、ケヤキ、ホオノキ、ヤマグワ、センダン、クスノキ、タブノキ、シイノキ、マテバシイ、ミズメ、ヤマザクラ、イヌエンジュ、クリ、カエデ類

上記以外の樹種を選定する場合は、森林総合監理士（フォレストラー）や林業普及指導員又は当市の林務担当部局等と相談のうえ、適切な樹種を選定することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率化や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。また、活着が良く成長に優れた特定苗木等による低密度植栽に努める。

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

樹 種	仕立て方法	植栽本数（本／h a）	備 考
スギ	中庸仕立て	2,000～3,000	
ヒノキ	中庸仕立て	2,500～3,500	
クヌギ	中庸仕立て	3,000～3,500	
その他広葉樹	中庸仕立て	400～2,000	

ここに定められた標準的な植栽本数以外で植栽しようとする場合は、森林総合監理士や林業普及指導員又は当市の林業担当部局等と相談の上、適切な植栽本数を選定することとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮するものとする。 また、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など作業工程の効率化に努めるものとする。
植え付けの方法	気候その他の自然条件、既往の植付け方法等を勘案して植付け方法を定めるとともに適期に植え付けるものとする。 また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用についても取り組むものとする。
植栽の時期	苗木の活着と成長が図られるよう、適期、通常は春に植栽するものとする。 なお、コンテナ苗については、その特性から植栽時期の分散を推進するものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など、皆伐による伐採跡地の人工造林による更新は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了するものとする。

択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えない期間に更新を完了するものとする。

なお、保安林にあっては、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等から見て、主として天然力を活用することによりの確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	「宮崎県天然更新完了基準」（平成19年10月宮崎県環境森林部、附属資料3、以下「天然更新完了基準」という。）によるものとする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	「天然更新完了基準」によるものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
「天然更新完了基準」によるものとする。	「天然更新完了基準」によるものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	タケやササの繁茂、粗腐植の堆積等により更新が困難な箇所は、かき起こし、枝条整理を行うものとする。
刈出し	タケやササ、シダなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所は、刈り払いを行うものとする。
植込み	天然更新が不十分な箇所について行うものとする。樹種は林地の気候、地形、土壌条件、既存の成林の生育状況、地域の経済条件等を考慮し、あわせて上層木の密度、耐陰性に配慮し適正なものを選定するものとする。植栽本数は、天然稚樹の生育状況を勘案して決めるものとする。
芽かき	萌芽更新した芽のうち成長が良いもの2～3本立ちを基準とし、残りは間引くものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、宮崎県天然更新完了基準で定める方法により行うものとし、更新が完了していないと判断される場合には植栽等により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えない期間に更新を完了するものとする。

なお、更新が完了していないと判断される場合には、植え込み等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して定めるものとする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、主伐後の適確な更新を図るため、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	<p>本表は、森林の区分を「該当なし」と記載していますが、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」が皆無であり、あまねく天然更新で良いという意味ではありません。</p> <p>適確な更新が行われなければ、森林が荒廃し災害の原因になる等の森林の多面的機能が低下しますので、伐ったら植えて育てるのサイクルにより森林資源を持続的に循環利用することが重要です。</p> <p>これらのことを踏まえ、特に、木材生産機能維持増進森林及び人家や道路、河川等に隣接する森林においては、極力、天然更新ではなく人工造林をお願いすることとします。</p>

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林対象樹種

ア 人工造林の場合

Ⅱの第2の1の(1)による。

イ 天然更新の場合

Ⅱの第2の2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとする。

なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定以上の余裕を加えた樹高以上のものについては、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

国庫補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。また、近年近隣市町村で特に目立っている「野生ジカ」による被害や被害の恐れが生じた場合には、鳥獣害防止施設（防護柵）等の整備を図ることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成してきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。このため、地形、気象等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案し、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を標準とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態及び適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、間伐の実施期間、間隔、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	実施すべき標準的な林齢(年)			標準的な方法
			初回	2回目	3回目～	
スギ	一般 構造用材	2,000 ～	18 ～	25 ～	標準伐期齢以上で 間伐をする場合は 15～20 おきに実施 する。	「宮崎県間伐技術指針」(昭和53年3月宮崎県林務部)及び「宮崎県長伐期施業技術指針」(平成20年3月宮崎県環境森林部)、以下「長伐期施業技術指針等」という。)等により実施する。
	一般 大径材	3,000	22	29		
ヒノキ	スギの施業体系に準ずる。					

なお、森林経営計画の認定基準に係る間伐は、下表によるものとする。

間伐の間隔(スギ、ヒノキ共通)	
標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
概ね15年おき	概ね20年おき

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育は、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育方法等を勘案して、次のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数													
		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
下刈	スギ		○	○	○	○	○	○	△						
	ヒノキ		○	○	○	○	○	○	△						
	クヌギ		○	○	○	○	○	○	△						
つる切り	スギ								← △ →						
	ヒノキ								← △ →						
	クヌギ								← △ →						
除伐	スギ											← ○ →			
	ヒノキ											← ○ →			
	クヌギ											← △ →			

- 注) 1：○印は通常予想される実行標準。
 2：△印は必要に応じて実施する。
 3：← →印は実行期間の範囲を示す。

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈	通常年1回、植栽木が被圧されないよう植生の繁茂状況に応じて、適切な時期及び作業方法により雑草木を刈り払う。また、雑草木の繁茂状況が著しい時は、2回以上実施する。	
つる切	つる類の繁茂状況に応じ、適切に実施する。	
除伐	造林木の育成が阻害されないよう目的樹種以外の不要木や成木の見込みのない不良木を対象に下刈終了後3～6年頃に1～2回程度実施する。この場合、急激な環境変化が生じないように配慮するとともに、目的樹種以外であってもその育成状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存・育成するなど現地の実態に応じて適切に実施する。	
枝打	通常、すそ枝打（手の届く範囲）や枯れ枝落とし等最小限度行うこととするが、優良材生産にあつては、若齢級から生産目標に応じた枝打を行うこととする。	

3 その他必要な事項

上記1及び2によるほか、特に次に示す点に留意することとする。

○ 間伐

林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採率（材積率）は35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後にその樹冠疎密度が10分の8以上に回復するよう行うものとする。

路網整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、実施することとする。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

○ 下刈

標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、植生の繁茂状況に応じて追加して行うこととする。また、雑草木の繁茂が著しく、造林木の成長に悪影響を及ぼす場合は、2回刈りを行うものとする。

○ つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施すること。

○ 除伐

目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用樹種は保存し育成するものとする。

○ 鳥獣被害対策

鳥獣被害対策については、野生鳥獣による樹木等の被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

局地的森林の生育状況の差異等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達成することが出来ないと思込まれる森林については、生育状況に応じた間伐又は保育の方法を決定するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法を次のように定めるものとする。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように森林施業の方法を定める。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に定めるものとする。

当該森林の区域は別表1に定めるものとする。

イ 施業の方法

伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保することとする。

伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より10年延長することとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限（標準伐期齢+10年）

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広葉樹
本市全域	45年	50年	40年	50年	20年	20年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④に掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含んだ土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等について定めるものとする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

防風保安林、潮害防備保安林や市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定めるものとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めるものとする。

④ 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林

「(1) 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」のうち、クヌギ・ナラ類等を主林木とする森林等について定めるものとする。

イ 施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべき森林施業方法ごとに別表2に定めるものとする。

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気汚染の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持管理又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

アの④に掲げる森林においては、伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ、根系の発達及び表土の保全を確保することとする。

なお、伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より5年延長することとする。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によって公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林と定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。長伐期施業を適正に実施するため、長伐期施業技術指針等を参考にするものとする。

森林の伐期齢の下限（標準伐期齢＋5年）

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広葉樹
本市全域	一 年	一 年	一 年	一 年	15年	15年

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広葉樹
本市全域	56年	64年	48年	64年	16年	16年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件及び社会条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林について、必要に応じて定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

具体的には、森林毎の地位指数と地利級によって算定された1等地及び2等地に区分された森林を区域として設定するものとする。

地 位	地 利		
	200m以内	200m～500m	500m以上
1	1等地	1等地	2等地
2	1等地	2等地	3等地
3	2等地	3等地	3等地

地位：土壌型や表層地質、標高等を基礎にスコア表を作成し判定

地利：路網からの距離から3つに区分

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

具体的には、林班単位で人工林が過半、かつ、木材等生産機能がH（木材等の生産力が高い）の森林が過半、かつ、林班の傾斜区分の平均が緩又は中、かつ、路網等からの距離が200m未満の森林等から設定するものとする。ただし、災害が発生する恐れのある森林を除く。

(2) 施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、計画的な伐採と植栽による確実な更新を推進し、多様な木材需要に応じた持続的な木材生産が可能となる資源構成になるよう努めることとする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区 分	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1,365.14 ha
水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林		75.63 ha
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		315.41 ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		424.56 ha
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		758.35 ha
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		0 ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		17,359.64 ha
	特に効率的な施業が可能な森林	該当なし

※ 上記の森林の区域の記載については、付属資料の宮崎市森林整備計画概要図に図示する。

【別表2】

施 業 の 方 法		森 林 の 区 域	面 積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	標準伐期齢+10年		1,286.12 ha
	標準伐期齢+5年		73.21 ha
長伐期施業を推進すべき森林			1,246.70 ha
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)		0 ha
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		0 ha
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			19.98 ha

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

緑化活動その他の森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利活動法人等が、間伐又は保育その他の森林施業の実施及びそのために必要な施設の整備に関し要望があった際には、県や森林組合等と連携し、情報の収集、その施業実施協定の締結について協力を行うこととする。

- (2) その他
なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要森林情報の提供及び助言・斡旋などを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。
その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、本市による森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。
このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
不在村森林所有者を含む森林所有者に対する長期にわたる包括的な施業の委託等の働きかけ、森林施業プランナーの養成と併せて、森林所有者情報の共有化や森林GISを活用して、自ら森林施業ができない所有者情報を適確に把握し、施業又は森林経営の受託を促進するものとする。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
森林施業プランナーの養成と併せて、森林所有者情報の共有化や森林GISを活用して、自ら森林施業ができない所有者情報を適確に把握し、施業又は森林経営の受託を促進するものとする。
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
森林所有者自らが森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林については、森林環境譲与税を活用し、市森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権分配計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。
- 5 その他必要な事項
なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
本市における森林所有者の大部分は保有規模が5ha未満の小規模所有者であり、森林施業を計画的、重点的に行うため、市、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備することにより、森林施業の共同実施、路網の維持運営等を行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、施業実施協定の締結等により施業の確実な実施の促進を図るものとする。
特に、本市の林業労働力の担い手である森林組合への施業委託の推進を通じて資本の整備、作業班の拡充・強化等事業実施体制の整備を図ることとする。
併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、森林GISを活用した境界の確認など森林管理の適正化を図るものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模かつ高齢の森林所有者が多い本市で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施することは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

このため、次に掲げた森林施業共同化重点的实施地区において、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の計画的整備を図ると共に、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を推進し、またその推進を積極的に支援することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 施業実施協定の共同作成者全員により各年度当初に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業者への共同委託により実施することとする。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同により実施することとする。
- (3) 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすることとする。
- (4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

木材の搬出を伴う間伐の実施や多用な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、下表を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）するものとする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、傾斜区分に応じた路網密度及び作業システムを構築することとし、下表を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備するものとする。

区 分	作業システム	路 網 密 度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	30以上	80以上	110以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	23以上	62以上	85以上
	架線系作業システム	23以上	2以上	25以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	16以上	44以上	60以上 <50>
	架線系作業システム	16以上	4以上	20以上 <15>
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、傾斜、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ、概略図のとおりとする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、「林道規定」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）又は、「林業専用道作設指針」（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）等に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとする。

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数		利用区 域面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備 考
					延長	箇所数				
開 設	自動車道		宮崎市	白浜	0.2		40		23000	
				塩鶴・伯田	0.1		120		23001	
				椎屋形・柞木橋	0.2		233		23002	
				清武・北郷	0.1		25		23003	
				尾谷	0.1		42		5202	
				片井野天神	0.5		147		23004	
				西平	0.1		51		4250	
				仮屋原	0.1		21		23005	
				門石・唐仁田	0.2		42	○	23006	
				松阪・仁田尾	1.6		800		23007	
				永迫	0.2		50		5204	
				柿谷	0.1		91		4218	
				荒平	0.1		68		23008	
				小椎屋	0.5		31		23009	
				梁瀬・田中	0.2		39		23010	
				松ヶ八重	0.2		123		23011	
加納・船引	0.5		75		23012					
開設計				17 路線	5.0					
拡張	自動車道		宮崎市	清武・北郷	1.0		25		55	舗装
				西平	2.5		51	○	56	舗装
				門石・唐仁田	1.6		42		57	舗装
				松坂・仁田尾	4.2	2	800		58	舗装・改良
				田中・押田	1.1		44		59	舗装
				左ヶ田	0.2		57	○	60	舗装
				場床	2.1	1	172		61	舗装・改良
				尾谷	1.2		50	○	62	舗装
				城ヶ峰	1.6		33	○	63	舗装
				へり山	0.8		63	○	64	舗装
				下六	3.4		88	○	65	舗装
				加納・古城		4	140		66	改良
拡張計				12 路線	19.7	7				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月2日付け13林整整第885号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持・管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしている。また、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要である。

これまでも本市では、所有形態が小規模である森林について、きめ細かな森林施業を実施するため、基幹道からの支線としての作業路開設を推進してきたところである。

今後も、国が定める「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本とし、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）等に基づき、路線の選定や適正路面勾配の検討を十分に行うとともに、工事に際しては法面整形の徹底に留意しながら、必要に応じて木柵工の設置や種子吹付けを行うなど、土砂流出防止に万全を期し整備を推進することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）や「宮崎県作業道等開設基準」（平成20年3月宮崎県環境森林部）等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に維持・管理するものとする。

4 その他必要な事項

素材生産コストの低減に必要な山土場、中間土場、高性能林業機械等保管庫、土捨場等を整備する。

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

注1 施設の種類の欄は、木材の合理的な搬出等を行うために必要とされる施設（山土場、機械保管庫、土捨場等）の名称を記載する。

注2 対図番号欄は、一連の番号を記載する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林家の大部分は保有規模が5ha未満の小規模所有者であり、また、保育対象年齢級の森林が多いことから、林業経営の採算性を維持することは困難である場合が多い。

従って、森林の施業又は経営の長期委託や、森林施業の共同化・合理化を進めるとともに、林道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、伐採時期を迎える森林においては、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班を拡充することにより、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

なお、林業労働者及び林業後継者の育成及び確保方策は次のとおりとする。

○ 林業従事者の養成・確保

就業相談会の開催や就業体験等の実施、「みやざき林業大学校」における技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による新規就業者の確保や、現場技能者に対する知識・技術の習得のための研修や高性能林業機械オペレーターの養成研修の実施など段階的かつ体系的な人材育成に努めるものとする。現場作業の省力化や効率化、軽労化に向けた資機材導入等や労働安全対策の強化等による労働環境の改善に努めるものとする。

また、林業研究グループ等の先導的活動への支援や経営・技術等に関する研修の実施等により、経営感覚に優れた地域の次の世代を担う林業後継者の育成に努めるものとする。

○ 林業事業体の育成強化

森林組合や素材生産業者などの林業事業体を育成強化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき意欲ある事業体の認定を行うとともに、県が認定した事業体に対して宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与や事業量の安定的確保、生産性の向上などの事業合理化や雇用経費の一部補助を行い、雇用改善等を推進するものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林は、主伐期を迎える人工林が急速に増大している。また、林業従事者の減少及び高齢化が続く中、生産性の向上及び労働環境の改善を図ることが必要となっており、林業機械の導入及びその有効活用を更に進めることは重要な課題である。

なお、高性能林業機械の使用にあたっては、特に林地の保全に留意するとともに、宮崎県が作成した「環境に配慮した効率的な高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）、及び「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」等を参考にすることとする。

(1) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状	将 来
伐 倒 造 材 集 材	大淀川流域 (緩傾斜)	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ、フォワーダ	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、ロングリーチグラップルソー、プロセッサ、フォワーダ
	大淀川流域 (急傾斜)	チェーンソー、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、ロングリーチグラップルソー、プロセッサ
造 林 保 育 等	地ごしらえ 下 刈 り	チェーンソー、刈り払い機	チェーンソー、刈り払い機
	除 伐 間 伐	チェーンソー、刈り払い機、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ	チェーンソー、刈り払い機、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ、フォワーダ

(2) 林業機械化の促進方策

- ① 森林組合等の林業事業者によるタワーヤーダ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入
- ② 間伐の早急な実施を推進するため、森林組合等の林業事業者の林内作業車、集材機等の導入
- ③ 高性能林業機械のオペレーター育成のための県の実施する研修会等への積極的参加等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 本市の素材は、森林組合や素材生産業者を中心に、主に市内の原木市場に出荷されているが、供給が増大している間伐材の価格は低迷しており、また、本市内の製材工場は、いずれも小規模の個人経営であり、規模の拡大が望めない現状である。

また、伐期を迎えた大径木の出荷も今後増加すると見込まれるが、処理加工施設の整備が遅れている現状にある。

このようなことから、素材生産から加工販売までの一貫した流通加工体制を整備し、間伐材を中心とした供給の増大、並びに主伐材（大径木）の処理加工に対応するとともに、間伐材需要の開拓を推進する。

特用林産物においては、生産者の高齢化や減少、後継者不足等の問題を抱えているが、今後は労働力の省力化を図るとともに、原木の安定的供給、生産の拡大、品質の向上等に努め、農協等と連携して販路の拡大や流通体制の合理化を推進する。

また、自然食品指向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図ることとする。

(2) 木材の流通、加工、販売施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画は次のとおりとする。

○ 林産物（特用林産物）の生産・加工・流通・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
木材市場	広原	36,806 m ²		広原	36,806 m ²		
〃	飛江田	13,066 m ²		飛江田	13,066 m ²		
製材所	飛江田	340.0 m ²		飛江田	340.0 m ²		
〃	本郷南方	790.9 m ²		本郷南方	790.9 m ²		
〃	大淀	132.0 m ²		大淀	132.0 m ²		
〃	青葉町	229.3 m ²		青葉町	229.3 m ²		
〃	赤江	258.0 m ²		赤江	258.0 m ²		
〃	飛江田	111.8 m ²		飛江田	111.8 m ²		
〃	波島	90.0 m ²		波島	90.0 m ²		
〃	島之内	63.0 m ²		島之内	63.0 m ²		
〃	内海	92.3 m ²		内海	92.3 m ²		
〃	小松	112.8 m ²		小松	112.8 m ²		
〃	新城町	75.0 m ²		新城町	75.0 m ²		
ひらたけ生産 流通等施設	新名爪	100 t		新名爪	100 t		
たけのこ 生産団体	瓜生野	133 t		瓜生野	133 t		
えのきだけ 生産施設	木花	120 t		木花	120 t		
製材所	船野	500 m ³		船野	500 m ³		
椎茸栽培施設	大炊田	134 t		大炊田	134 t		
製材所	木材町	950 m ³		木材町	950 m ³		
製材所	石久保	1,700 m ³		石久保	1,700 m ³		
プレカット	倉谷	900 m ³		倉谷	900 m ³		
苗木集出荷所	石久保	1,000 m ³		石久保	1,000 m ³		
きくらげ 生産施設	二ツ山	250 t		二ツ山	500 t		
プレカット	的野	2,134 棟/年		的野	2,368 棟/年		
製材所	川原田	420 m ³		川原田	420 m ³		
製材所	赤谷	700 m ³		赤谷	700 m ³		
製材所	的野	35,000 m ³		的野	35,000 m ³		
木材市場	花見	15,000 m ³		花見	15,000 m ³		
木材加工場	赤谷	600 m ³		赤谷	600 m ³		
素材生産	赤谷	9,000 m ³		赤谷	9,000 m ³		
えのきだけ 生産施設	赤谷	750 t		赤谷	750 t		

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により、被害を受けている森林及び被害の生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣の防止の方法について、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のアの又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとする。その際、対象鳥獣がニホンジカの場合は、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に行うものとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	[宮崎市]林班 85、86、101、103～110、112、113 [田野町]林班 8～12、14～16、18、19 [高岡町]林班 3～24、37～44、76、77	4,174.45

2 その他必要な事項

鳥獣害防止区域においては、必要に応じて、区域内で森林施業を行う事業者や森林所有者等から情報収集や巡回調査などにより、鳥獣害防止対策の実施状況の確認に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

保安林等公益的機能の高い森林について重点的に森林の巡視を実施し、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、海岸などのマツの多い地域にあっては被害抑制のための健全な松林の整備と松枯れの防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動の一層の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

また、新たに発生する森林病虫害については、情報把握や防除方法等の情報提供に努めるものとする。

(2) その他

松くい虫による松枯れ被害が依然としてあることから、今後も継続して「森林病虫害等防除法」に基づき、国、県、市の連携のもと、公益的機能の高い保全すべき松林を対象として、ヘリヤスパ

ウターなどを利用した薬剤散布や樹幹注入による予防、被害木の伐倒駆除に取り組み、松林の保護・保全を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

1 (1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の実態を把握し、被害対策を講じるとともに被害跡地の復旧に努めるものとする。

林業採算性の低い奥地森林においては、野生鳥獣の生育環境となる天然林の保全を推進するものとする。

また、宮崎県第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、個体数管理等を行うものとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、山火事防止パレード等による市民への発生防止の啓発活動を行うとともに、森林巡視等を適宜実施することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

「宮崎市火入れに関する事務取扱要領」に基づき申請し、申請どおりに実施するものとする。また、着火する際には、必ず風下かつ山頂部から行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害の被害を受けているもの又は老齢林等のため被害を受けやすいものであって、地理的条件からみて伐採が容易なものについて、市長が個別に判断し伐採を促進するものとする。

また、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等についても、伐採を促進することにつき、市長が個別に判断するものとする。

森 林 の 区 域	備 考
なし	

(2) その他

森林所有者等による、日常の巡視等を通じて、森林の保護、管理等に努めるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

次に掲げる森林について、森林浴・自然観察キャンプ等に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

区域名	森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
	位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
荒平山 森林公園	荒平山	5-イ-23, 23-1, 27, 27-1 ~7, 32~34, 37-1	24.28	20.45	3.83				
椿山森林 公園	鏡洲	94-ア-8, 10-1, 18~19 イ-8~10 エ-1~6-1 95-ア-3-1~2	38.47	26.96	11.51				

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、カエデ等からなる森林を維持し、又はその状態に誘導することを旨として次に示す方法に従って、積極的な施業を実施するものとする。

施業区分	施業の方法
造林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 択伐を行った林分については、必要に応じて植栽等の更新補助作業を行う。 ・ 複層林の植栽に当たっては、林内照度との関係からスギ、ヒノキ等を主体とするが、場所によっては、サクラ・ケヤキ等の広葉樹の導入を図る。 ・ 皆伐林分については、原則として伐採後2年以内に更新を完了する。 ・ ぼう芽更新を行う林分については、必要に応じて芽かき等を行い、後継樹の速やかな育成を図る。
保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複層林及び植え込みを行った林分については、植栽木の育成を図るため下刈、つる切り及び除伐等の保育を適切に行う。なお、複層林については、適切な照度を確保するため上木の枝打ち等を積極的に行う。 ・ 施設周辺で林木と身近に利用する箇所については、開放的で親しみやすい印象を与える必要があり、森林内の明るさを維持するよう、強度の除間伐、枝打ち、林床の整理を積極的に行う。
伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健機能森林については、施設の設置にともなう水源涵養、国土保全等の機能低下を補完し、森林の保健機能を一層増進させるため、原則として皆伐以外の方法とする。 ・ 択伐に当たっては、伐採木が形質良好な優良木に偏らないこととし、多様な樹種、林齢からなる森林に誘導するよう配慮することとする。なお、この場合においては、カエデ・サクラ等の四季の色調に影響を与える樹木は積極的に保残に努める。 ・ 複層林施業を行う林分については、適切な林内照度を確保するため、必要に応じて受光伐を行う。 ・ 皆伐に当たっては、原則として標準伐期齢以上の林分を対象に、極力小面積とし、かつ、伐採箇所の分散を図るとともに、四季の色調に影響を与える樹木は積極的に保残に努める。

その他	<ul style="list-style-type: none"> 法令等により、伐採齢、伐採方法について制限を設けられている場合は、当該法令に定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行うこととする。
-----	---

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

保健機能森林の区域内においては、次に示すところに従い、適正な施設の整備を推進するものとする。

(1) 森林保健施設の整備

保健機能森林区域内においては、次に示すところに従い適正な施設の整備を推進するものとする。

区域名	施 設 の 整 備
荒平山森林公園	整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設 ①施設のタイプ 森林散策を主体に多目的広場施設を設ける。 ②主な施設の種類 展望台、遊歩道、休憩舎、多目的広場、トイレ、駐車場その他必要な施設

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
スギ・ヒノキ・その他針葉樹	20	
広 葉 樹	18	

注) その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高
(すでに標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高)

4 その他必要な事項

- 森林の巡視、施設の保守点検等日常の管理を通じて、森林の保護及び施設の維持管理並びにその体制の確立を図る。
- 利用者の防火意識の啓発等によって、山火事の未然防止に努める。
- 林道等を利用する場合は、安全施設の設置等利用者の安全確保に努める。
- 山地災害の未然防止等の国土保全を図るため、必要に応じて治山施設等の整備に努める。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画するよう指導を行うものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

森林経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1項ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を下表のとおり設定する。

区域名	林班名	区域面積(ha)
宮崎北部	001～040	2,240.85
宮崎中部	041～084	1,732.46
鏡洲	086～102	1,430.69
宮崎南部	085、103～134	2,363.61
田野南部	001～006、020	820.51
田野北部	007～019、021～025	1,921.61
佐土原	001～034	1,282.25
高岡中部	001～012	872.95
高岡西部	013～039	1,441.30
高岡北部	040～058	1,460.73
高岡東部	059～066	340.64
高岡南部	067～080	774.22
清武南部	001～017	1,262.48
清武北部	018～026	404.49

2 生活環境の整備に関する事項

森林の持つ多面的機能の発揮を目的とした適切な森林整備を行うことで、水の浄化作用や二酸化炭素の吸収機能など生活環境を向上させる機能をも高度に発揮させ、健全な生活環境を守るとともに安らぎや憩いの場を与えるよう整備を進めていくこととする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市では宮崎市認証森林協議会を立ち上げて、市有林においてSGEC（「緑の循環」認証会議）森林認証を取得し、経済面・環境面の両面から適切な森林管理に取り組んでいる。今後は市有林取得時に

培ったノウハウを基に民間事業者の認証取得に対して積極的な支援を行い、宮崎市産材の利用拡大推進を図り、消費者のグリーン意識に訴えかけるツールをもった木材の生産と需要を高め、林業の振興に寄与することとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

荒平山森林公園の森林については、森林とのふれあいの場としての整備が期待されていることから、景観を維持向上するため広葉樹の植栽、不良木の除去とともに、管理施設、遊歩道等の施設整備を進めることとする。この場合、この公園については憩いの場としての整備のため、間伐材を利用した東屋等を設置する。

なお、森林の総合利用施設の整備計画は次のとおりとする。

施設の種類	現状（参考）		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
椿山森林公園	鏡洲地区	41.3ha	鏡洲地区	41.3ha	
久峰総合公園 周辺林	久峰地区	204.1ha	久峰地区	204.1ha	
高房台	高房地区	150.0ha	高房地区	150.0ha	
荒平山森林 公園	丸目地区	22ha	丸目地区	22ha	

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

- ① 小・中・高校の在学中に森林で体験学習が行えるよう、体験の場となる森林を整備し、指導者や年齢層に応じたプログラム開発など受入体制の整備を推進することとする。
- ② 高齢者の健康づくりや生涯学習に資する森林体験の機会を提供できるよう、バリアフリーに配慮した森林や歩道などを整備し、福祉分野と連携して受入体制の整備を推進することとする。
- ③ 森林ボランティア活動や里山林の保全・利用活動に多くの住民が参加できるよう、対象森林の拡大や活動の高度化に向けた人材育成などの条件整備を推進することとする。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

本市を流れる主要な河川である大淀川は流域市町村の水源として重要な役割を果たしている。森林のもつ公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるためには、上下流域が連携した取り組みが必要であり、上下流域住民参加による植樹や森林保全活動を実施していく必要がある。また、緑の募金や森林環境税を活用した植樹の推進にも積極的に図っていく必要がある。

(3) その他

本市では、林業従事者の高齢化、不在市森林所有者の増加等により、造林、保育、間伐等の手入れが不足し、水源かん養機能、山地災害防止機能等の低下が懸念されている。また、近年住民参加の森林づくりの気運が高まってきていることから、ボランティアによる手入れを実施することで森林の公益的機能の発揮を維持し、本市の生活環境・自然環境を保全していく必要がある。このため、地域協議会等での普及啓発活動を通じて、森林ボランティア活動を行っている特定非営利活動法人等と森林所有者間の合意形成を図り、施業実施協定締結への参加を促すこととする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 基本的な考え方

宮崎市内の森林整備については、森林所有者による適切な経営管理を森林経営計画の策定等を通じて促すこととする。一方、適切な経営管理が行われておらず、森林所有者による自発的な施業が困難な森林については、森林の有する山地災害防止機能等の多面的機能の高度発揮を図るため、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていくこととする。

(2) 森林経営管理事業（概略）

①対象森林

森林経営管理制度の対象となる森林は、地域森林計画対象森林の私有林人工林で、適切な経営管理が行われていない森林。

②意向調査

①の対象森林の所有者に対し、当該森林の経営管理の状況や今後の経営管理の意向について調査を行う。

③経営管理権の設定

意向調査の結果、市に経営の委託を希望する回答があった森林については、現況調査等を実施し、必要かつ適当と認める場合には、経営管理権集積計画を策定し、経営管理権を設定する。

④経営管理の実施

林業経営に適すると判断される森林は、ひなたのチカラ林業経営者と協議の上、経営管理実施権は配分計画を定め、経営管理実施権を設定し、経営管理を再委託する。また、林業経営に適さないと判断される森林は、市により除伐・間伐及び巡視を実施する。

経営管理権の設定状況

番号	所在	現況			経営管理実施権 設定の有無
		面積	樹種	林齢	
R3-集1	宮崎市大瀬町字芦迫 3414-1 外3	ha 0.3037	スギ	38~48	無

7 その他必要な事項

不在市所有者の森林が適切に管理されていないことから、伐採後放置されている林分や間伐が不十分な林分で森林の多面的機能が十分に発揮されないことが懸念される箇所については、森林経営管理制度を活用し、適切な森林整備の推進を図るものとする。

森林組合、林研グループ、林業普及指導員、森林所有者、森林管理署等の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、啓発活動に努めるとともに、市全体の発展方向に十分留意しつつ、国、県等の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置等の積極的活用により、適切な森林整備の推進を図るものとする。

また、保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従った森林施業を行うものとする。

(1) 森林国営保険への加入促進

森林保険と連動して加入促進を図る。

(2) 入会林野整備の促進

他の林野に比較し土地利用が低く、新たな土地利用への転換も妨げられ、粗放な利用状態にとどまっているため、入会林野の整備を図り、利権関係の近代化と整備後の土地及び立木等の資源の活用を促進することとする。

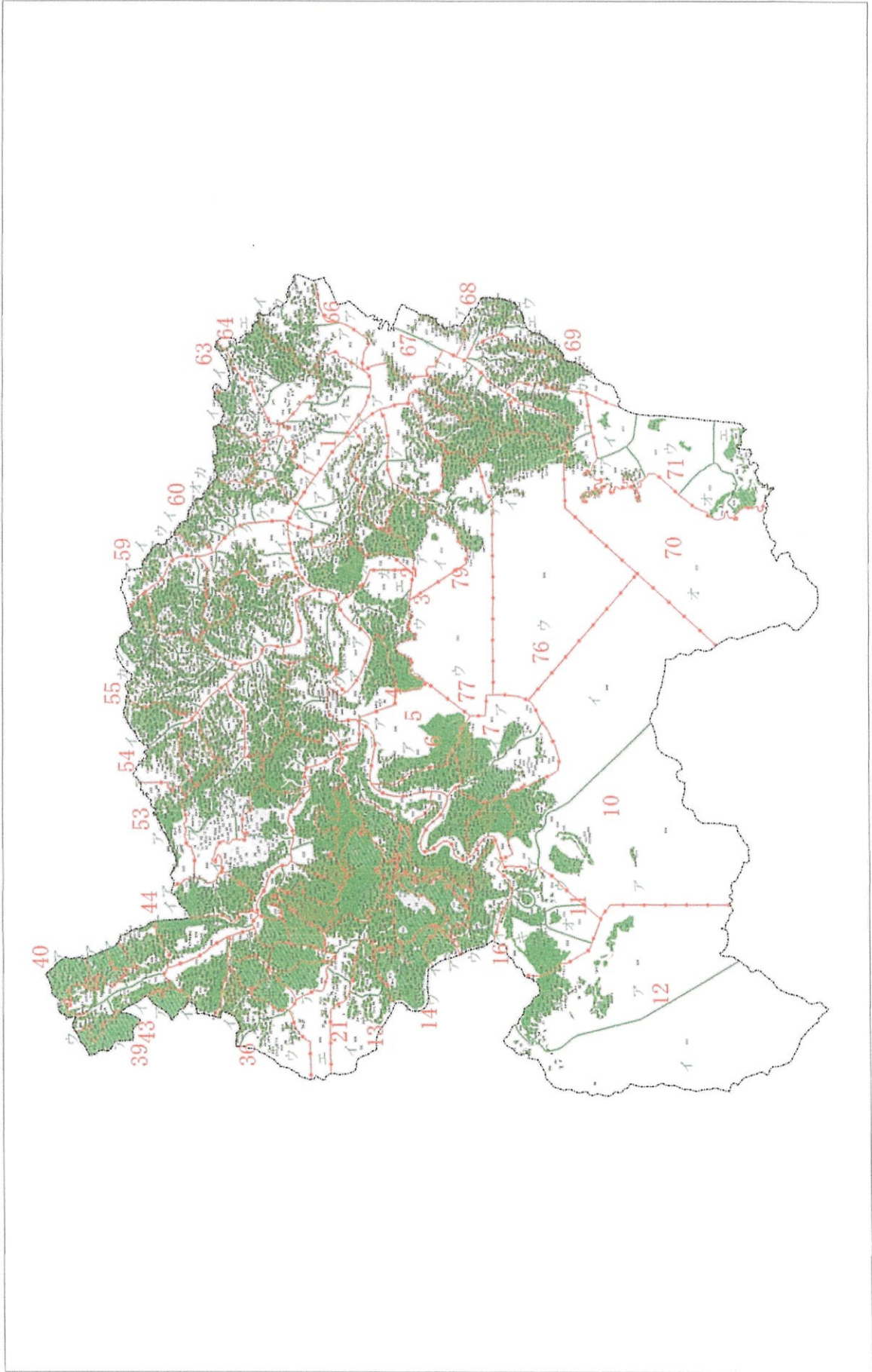
(3) 国有林の利活用に関する事項

本市の国有林内に宮崎自然休養林があり、双石山及び徳蘇山系に囲まれた加江田溪谷で構成されており、溪谷の美しさや眺望の雄大さなどで1年中豊かな自然とふれあうことが可能である。

また、自然休養林に隣接して、国際優秀椿園にも選ばれている日本有数の椿園である椿山森林公園があり、利用者の利便性が向上するよう維持管理に努め、文化・教育的な活用が図られるよう推進することとする。

宮崎市森林整備計画概要図(旧高岡町)

12 宮崎市森林整備計画概要図(旧高岡町)



1:25,000

0 470 940 1,880 2,820 3,760 m

2 参考資料

(1) 人口及び産業構造

① 年齢層別人口動態

区分	年次	総計			0～14歳			15～64歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	400,583 (100.0)	187,619	212,964	58,326	29,697	28,629	254,185	121,015	133,170
	平成27年	401,138 (100.1)	188,177	212,961	56,273	28,587	27,686	238,073	113,632	124,441
	令和2年	401,339 (100.2)	189,342	211,997	54,168	27,551	26,617	233,479	113,212	120,267
構成比 (%)	平成22年	100.0	46.8	53.2	14.6	7.4	7.2	63.5	30.2	33.3
	平成27年	100.0	46.9	53.1	14.0	7.1	6.9	59.3	28.3	31.0
	令和2年	100.0	47.2	52.8	13.5	6.9	6.6	58.2	28.2	30.0

区分	年次	65歳以上			不詳		
		計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	85,048	35,199	49,849	3,024	1,708	1,316
	平成27年	100,475	42,510	57,965	6,317	3,448	2,869
	令和2年	113,692	48,579	65,113	—	—	—
構成比 (%)	平成22年	21.2	8.8	12.4	0.7	0.4	0.3
	平成27年	25.1	10.6	14.5	1.6	0.9	0.7
	令和2年	28.3	12.1	16.2	—	—	—

(国勢調査)

② 産業部門別就業者数等

区分	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業		
実数 (人)	平成22年	189,573	8,896	346	372	9,614	29,161	—	138,209
	平成27年	187,229	8,938	338	385	9,661	28,871	219	141,376
	令和2年	201,398	8,903	404	342	9,649	31,538	251	160,211
構成比 (%)	平成22年	100.0	5.0	0.2	0.2	5.4	16.5	—	78.1
	平成27年	100.0	5.0	0.2	0.2	5.4	16.0	0.1	78.6
	令和2年	100.0	4.4	0.2	0.2	4.8	15.7	0.1	79.5

(国勢調査)

(2) 土地利用

区分	年次	総土地面積	耕地面積						
			計	田	畑	樹園地	果樹園	茶園	桑園
実数 (ha)	平成22年	64,461	6,419	3,966	2,116	337	—	—	—
	平成27年	64,367	5,558	3,463	1,808	287	208	79	—
	令和2年	64,367	4,744	3,151	1,341	252	175	77	—
構成比 (%)		100.0	7.4	4.9	2.1	0.4	0.3	0.1	—

草地 面積	林野面積			その他 面積
	計	森林	原野	
—	35,157	35,113	44	22,885
104	35,328	35,284	44	23,377
215	34,609	34,608	1	24,799
0.3	53.8	53.8	0.0	38.5

(農林業センサス)

(3) 森林転用面積

(単位：ha)

年次	総数	工場・事業 場用地	住宅・別荘 用地	ゴルフ場・レ ジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成22年	—	—	—	—	—	—	—
平成27年	—	—	—	—	—	—	—
令和2年	162	15	5	—	—	—	142

(大淀川地域森林計画)

(4) 森林資源の現況等

① 保有形態別森林面積

(単位：ha、%)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)	
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林		
総数	35,001	100.0	33,630	22,943	10,687	65.5	
国有林	16,386 (68)	46.8	15,880 (65)	10,870 (65)	5,010	66.3	
公有林	計	2,372	6.8	2,343	1,713	630	72.2
	県有林	863 (80)	2.5	834 (71)	596 (56)	238 (15)	69.1
	市有林	1,422	4.1	1,422	1,073	349	75.5
	財産区有林	87	0.2	87	44	31	50.6
私有林	16,243	46.4	15,407	10,360	5,047	63.8	

② 在り市者・不在り市者別私有林面積

区分	年次	私有林 合計	在り市者 面積	不在り市者面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	平成22年	—	—	—	—	—
	平成27年	16,346	—	—	—	—
	令和2年	16,243	15,411	832	215	617
構成比 (%)	平成22年	—	—	—	—	—
	平成27年	100.0	—	—	—	—
	令和2年	100.0	94.9	5.1	1.3	3.8

③ 民有林の齢級別面積

(単位：ha)

区 分	総 数	齢 級						
		1	2	3	4	5	6	7
民有林	16,735	304	291	239	344	451	439	319
人工林計	11,803	287	253	172	278	218	221	196
スギ	10,439	275	236	147	227	147	136	158
ヒノキ	654	0	5	6	19	55	45	23
マツ	618	—	—	—	0	—	9	4
クスギ	93	4	8	11	16	1	8	7
天然林計	4,932	17	38	67	66	233	218	123

区 分	齢 級			
	8	9	10	11以上
民有林	464	734	1,048	12,102
人工林計	318	543	815	8,502
スギ	231	521	777	7,584
ヒノキ	67	12	32	390
マツ	8	4	2	591
クスギ	5	3	4	26
天然林計	146	221	233	3,570

(大淀川地域森林計画)

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
1～3ha	632	10～30ha	48	100～500ha	3
3～5ha	111	30～50ha	5	500ha以上	—
5～10ha	54	50～100ha	2	総 数	855

(農林業センサス)

⑤ 作業路網の状況 (宮崎県林業統計要覧)

(ア) 基幹路網の現況

区 分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	33	60.2	
うち林業専用道	—	—	

(イ) 細部路網の現況

区 分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	—	102.0	

(5) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額(A)		1,381,759
内 訳	第1次産業	17,216
	うち林業(B)	1,456
	第2次産業	161,971
	うち木材・木製品製造業(C)	3,750
	第3次産業	1,194,769
B + C / A (%)		0.4

(県統計調査課「令和元年度宮崎県の市町村民経済計算統計表」)

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(令和2年現在)

	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	282	11,595	3,990,354
うち木材・木製品製造業(B)	13	251	80,816
B / A (%)	4.6	2.2	2.0

(6) 林業関係の就業状況

(年月日現在)

区 分	組合・ 事業者数	就業者数		備 考
			うち 作業員数	
森林組合	1	40	18	(名称：宮崎中央森林組合)
生産森林組合	—	—	—	
素材生産業	4	—	—	
製材業	6	63	—	
合 計	11	103	18	

(7) 林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
集材機	11	—	—	11	—	—	
モノケーブル	—	—	—	—	—	—	ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	3	—	—	3	—	—	無線操縦による木寄機
自走式搬器	4	—	1	3	—	—	リモコン操作による巻き上げ搬器
運材車	19	—	—	18	—	1	林内作業車
ホイールトラクタ	—	—	—	—	—	—	主として索引式集材用
動力枝打機	—	—	—	—	—	—	自動木登式
トラック	2	—	1	1	—	—	主として運材用のトラック
グラップルクレーン	38	—	—	36	—	2	グラップル式のクレーン
計	77	—	2	72	—	3	
(高性能機械)							
フェラパンチャ	—	—	—	—	—	—	伐倒、木揃用の自走式
スキッダ	2	—	—	1	—	1	索引式集材車輛
プロセッサ、グラップルソー	26	—	—	15	—	11	枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター	8	—	—	8	—	—	伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	18	—	1	15	—	2	積載式集材車輛
タワーヤード	—	—	—	—	—	—	刈り付き集材機
スイングヤード	12	—	—	3	—	9	
その他	5	—	—	4	—	1	
計	71	—	1	46	—	24	

(8) 林産物の生産概況

	素 材	しいたけ		たけのこ	木炭
		生	乾		
生産量	1,386 百m ³	11 t	7 t	98 t	—
生産額(百万円)	2,141.4	9.5	25.2	22.8	

(9) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番 号	所 在	現 況				経営管理 実施権 設定の有無
		面積	樹種	林齢	材積	
R3-集1	宮崎市大字大瀬町字芦迫 3414-1、3415-2、3416-14、3449-1	0.3037 ha	スギ	38~48	387.63 m ³	有

8 宮崎県天然更新完了基準

宮崎県天然更新完了基準

改正 平成 24 年 2 月

平成 19 年 10 月

1 目的

天然力を活用した更新の完了を判断する基準を作成し、地域森林計画等に規定する適切な更新を図ることを目的とする。

2 天然更新対象地

本基準の対象となる森林は、更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地等とする。

3 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の先駆性樹種、ブナ科、ニレ科、クスノキ科等の広葉樹であって、将来高木となりうる樹種（以下「更新対象樹種」という。）を対象とする。（別紙「宮崎県天然更新完了基準 主要更新対象樹種一覧表」参照。）

なお、タケ類が優先する箇所は、竹林として取り扱う。

4 天然更新完了の基準

(1) 更新対象地において、概ね均等に、樹高 0.5m 以上の更新対象樹種が ha 当たり約 3,000 本以上（立木度 3 以上）生育していること。

なお、ぼう芽により一株当たり 3 本以上発生した更新対象樹種については、3 本として計上する。

立木度 =	$\frac{\text{現在の林分本数}}{\text{当該林分の林齢に対応する期待成立本数}}$	(十分率)
-------	--	-------

※期待成立本数は、ha 当たり 10,000 本とする。

(2) (1)の条件を満たさない場合は、補植等を実施し、確実な更新を図るものとする。

(3) (1)の条件を満たさず場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合や作業路の開設等の影響により土砂流出や林地の荒廃が見られる場合は、速やかに防除対策又は土砂流出防止対策等、適切な対策を実施する。

5 更新調査の方法

(1) 調査の時期

更新調査は、伐採後おおむね 4 年を経過した時点で実施する。

(2) 調査方法

調査の方法は、原則として標準地調査とする。ただし、現地の状況から明らかに更新完了の確認ができる場合は目視とすることができる。

(3) 標準地調査プロットの設定

調査プロットは、植生の繁茂状況及び地形等を勘案し標準的な箇所を選定することとし、調査プロット数は次のとおりとする。

- ① 対象地が1 ha 未満の場合は、1 箇所以上
- ② 対象地が1 ha 以上～5 ha 未満の場合は、2 箇所以上
- ③ 対象地が5 ha 以上～10ha 未満の場合は、3 箇所以上
- ④ 対象地が10ha 以上の場合は、10ha から5 ha 増すごとに4 箇所に1 を加算した箇所以上

(4) 標準地調査プロットの大きさ

1プロットは25 m²とし、5 m×5 mの方形又は半径2.8mの円形で設定する。

(5) 添付書類

調査箇所毎に、野帳（目視の場合は除く。）及び全景、近景の写真を各1部ずつ添付する。

(6) その他

補植以外の更新補助作業を実施した場合は、一定の経過観察期間において、再度、天然更新完了を判断する調査を実施すること。

6 その他

今後、天然更新の状況調査を踏まえ、必要に応じて当該基準の見直しを検討する。

【別紙】

	樹種名	科名	樹高別	常緑/落葉	先駆種	備考	樹種名	科名	樹高別	常緑/落葉	先駆種	備考
ア	アオギリ	アオギリ	高木	落葉	○		シ	シオジ	モクセイ	高木	落葉	*
	アオダモ	モクセイ	高木	落葉		*		シナノガキ	カキノキ	高木	落葉	*
	アオハダ	モチノキ	高木	常緑				シナノキ	シナノキ	高木	常緑	
	アカガシ	フナ	高木	常緑		*		シユロ	ヤシ	高木	常緑	
	アカシデ	カバノキ	高木	常緑		*		シラカシ	フナ	高木	常緑	*
	アカマツ	マツ	高木	常緑	○			シリブカガシ	フナ	高木	常緑	*
	アカメガシワ	トウダイグサ	高木	落葉	○	*		シロダモ	クスノキ	高木	常緑	*
	アカメヤナギ	ヤナギ	高木	落葉		*	ス	スギ	スギ	高木	常緑	*
	アキニレ	ニレ	高木	落葉		*		スダジイ	フナ	高木	常緑	*
	アサガラ	エゴノキ	高木	落葉		*	セ	センダン	センダン	高木	常緑	*
	アサダ	カバノキ	高木	落葉		*	タ	タフノキ	クスノキ	高木	常緑	*
	アズキナシ	バラ	高木	落葉		*		タマミズキ	モチノキ	高木	落葉	*
	アスナロ(ヒバ)	ヒノキ	高木	常緑				タラヨウ	モチノキ	高木	常緑	*
	アベマキ	フナ	高木	落葉		*	チ	チシャノキ	ムラサキ	高木	常緑	*
	アラカシ	フナ	高木	常緑		*		チドリノキ	カエデ	高木	常緑	*
	アワブキ	アワブキ	高木	常緑			ツ	ツガ	マツ	高木	常緑	
	イイギリ	イイギリ	高木	常緑	○			ツクバネガシ	フナ	高木	常緑	*
	イヌノキ	マンサク	高木	常緑			ト	トチノキ	モチノキ	高木	常緑	*
	イタヤカエデ	カエデ	高木	落葉		*	ナ	ナギ	マキ	高木	常緑	*
	イチイ	イチイ	高木	常緑				ナタオレノキ	モクセイ	高木	常緑	*
イチイガシ	フナ	高木	常緑		*		ナツツバキ	ツバキ	高木	落葉	*	
イチヨウ	イチヨウ	高木	落葉		*		ナナカマド	バラ	高木	落葉	*	
イヌエンジュ	マメ	高木	常緑		*		ナナミノキ	モチノキ	高木	常緑	*	
イヌガシ	クスノキ	高木	常緑		*		ナラガシワ	フナ	高木	常緑	*	
イヌガヤ	イチイ	高木	常緑		*		ナンキンハゼ	トウダイグサ	高木	常緑	○	
イヌザクラ	バラ	高木	落葉		*	ニ	ニガキ	ニガキ	高木	落葉	*	
イヌシデ	カバノキ	高木	落葉		*		ニワウルシ	ニガキ	高木	落葉	*	
イヌフナ	フナ	高木	常緑		*	ネ	ネコノチチ	クロウメモドキ	高木	常緑	*	
イヌマキ	マキ	高木	常緑		*		ネムノキ	マメ	高木	常緑	○	
イロハキミヅ	カエデ	高木	常緑		*	ノ	ノグルミ	クルミ	高木	常緑	○	
ウ	ウバメガシ	フナ	高木	常緑		*	ハ	ハクウンボク	エゴノキ	高木	落葉	*
	ウラジロガシ	フナ	高木	常緑		*		ハクチノキ	バラ	高木	常緑	*
	ウラジロノキ	バラ	高木	落葉		*		ハゼノキ	ウルシ	高木	常緑	○
	ウリハダカエデ	カエデ	高木	落葉		*		ハナガガシ	フナ	高木	常緑	*
	ウツミズザクラ	バラ	高木	落葉		*		ハネミノエンジュ	マメ	高木	常緑	*
エ	エゾエノキ	ニレ	高木	落葉	○	*		ハマセンダン	ミカン	高木	常緑	*
	エドヒガン	バラ	高木	落葉		*		ハマビワ	クスノキ	高木	常緑	*
	エノキ	ニレ	高木	落葉		*		ハリエンジュ	マメ	高木	常緑	○
	オオバアサガラ	エゴノキ	高木	落葉		*		ハリギリ	ウコギ	高木	常緑	*
	オオモミジ	カエデ	高木	常緑		*		バリバリノキ	クスノキ	高木	常緑	*
カ	オカタマノキ	モクレン	高木	常緑		*		ハリモミ	マツ	高木	常緑	*
	オニグルミ	クルミ	高木	常緑		*		ハルニレ	ニレ	高木	常緑	*
	カキノキ	カキノキ	高木	常緑		*		ハンノキ	カバノキ	高木	常緑	*
	カゴノキ	クスノキ	高木	常緑		*	ヒ	ヒノキ	ヒノキ	高木	常緑	*
	カジカエデ	カエデ	高木	落葉		*		ヒメジャラ	ツバキ	高木	常緑	*
	カジノキ	クワ	高木	落葉		*		ヒメユズリハ	ユズリハ	高木	常緑	*
	カシワ	フナ	高木	常緑		*	フ	フサザクラ	フサザクラ	高木	常緑	*
	カツラ	カツラ	高木	常緑		*		フナ	フナ	高木	常緑	*
	カナクギノキ	クスノキ	高木	常緑		*	ヘ	ヘラノキ	シナノキ	高木	常緑	*
	カヤ	イチイ	高木	常緑		*	ホ	ホオノキ	モクレン	高木	常緑	*
キ	カラスザンショウ	ミカン	高木	落葉	○	*		ホソバタブ	クスノキ	高木	常緑	*
	キハダ	キハダ	高木	常緑		*		ホルトノキ	ホルトノキ	高木	常緑	*
	キリ	ノウゼンカズラ	高木	落葉		*	マ	マデバシイ	フナ	高木	常緑	*
	クスノキ	クスノキ	高木	常緑		*		マルバアオダモ	モクセイ	高木	常緑	*
	クヌギ	フナ	高木	常緑		*	ミ	ミズキ	ミズキ	高木	常緑	*
	クマシデ	カバノキ	高木	常緑		*		ミズナラ	フナ	高木	常緑	*
	クマノミズキ	ミズキ	高木	常緑		*		ミズメ	カバノキ	高木	常緑	*
	クリ	フナ	高木	常緑		*		ミツデカエデ	カエデ	高木	常緑	*
	クロガネモチ	モチノキ	高木	常緑		*	ム	ムクノキ	ニレ	高木	常緑	*
	クロギ	ハイノキ	高木	常緑		*		ムクロジ	ムクロジ	高木	常緑	*
ク	クロバイ	ハイノキ	高木	常緑		*	モ	モチノキ	モチノキ	高木	常緑	*
	クロマツ	マツ	高木	常緑		*		モッコク	ツバキ	高木	常緑	*
	ケヤキ	ニレ	高木	常緑		*		モミ	マツ	高木	常緑	*
	ケヤマハンノキ	カバノキ	高木	常緑	○	*	ヤ	ヤブツバキ	ツバキ	高木	常緑	*
	ケンボナシ	クロウメモドキ	高木	常緑		*		ヤブニツケイ	クスノキ	高木	常緑	*
	コウヤマキ	コウヤマキ	高木	常緑		*		ヤマグルマ	ヤマグルマ	高木	常緑	*
	コシアブラ	ウコギ	高木	常緑		*		ヤマグワ	クワ	高木	常緑	*
	コジイ(ツブラジイ)	フナ	高木	常緑		*		ヤマザクラ	バラ	高木	常緑	*
	コナラ	フナ	高木	常緑		*		ヤマナシ	バラ	高木	常緑	*
	コハウチワカエデ	カエデ	高木	常緑		*		ヤマハンノキ	カバノキ	高木	常緑	○
コ	コバノチヨウセン	ニレ	高木	常緑		*		ヤマボウシ	ミズキ	高木	常緑	*
	コバンモチ	ホルトノキ	高木	常緑		*		ヤマモガシ	ヤマモガシ	高木	常緑	*
	コブシ	モクレン	高木	常緑		*		ヤマモモ	ヤマモモ	高木	常緑	*
	コヨウマツ	マツ	高木	常緑		*	ユ	ユクノキ	マメ	高木	常緑	*
	ゴンズイ	ミツバウツギ	高木	常緑		*		ユズリハ	ユズリハ	高木	常緑	*
	サイカチ	マメ	高木	常緑		*	リ	リュウブ	リュウブ	高木	常緑	*
	サウクルミ	クルミ	高木	常緑		*						
	サワラ	ヒノキ	高木	常緑		*						

注)備考の欄の「*」は、ぼう芽の樹種を示す。

(参考資料)

天然更新完了確認調査票(野帳)※一調査対象地ごとに作成

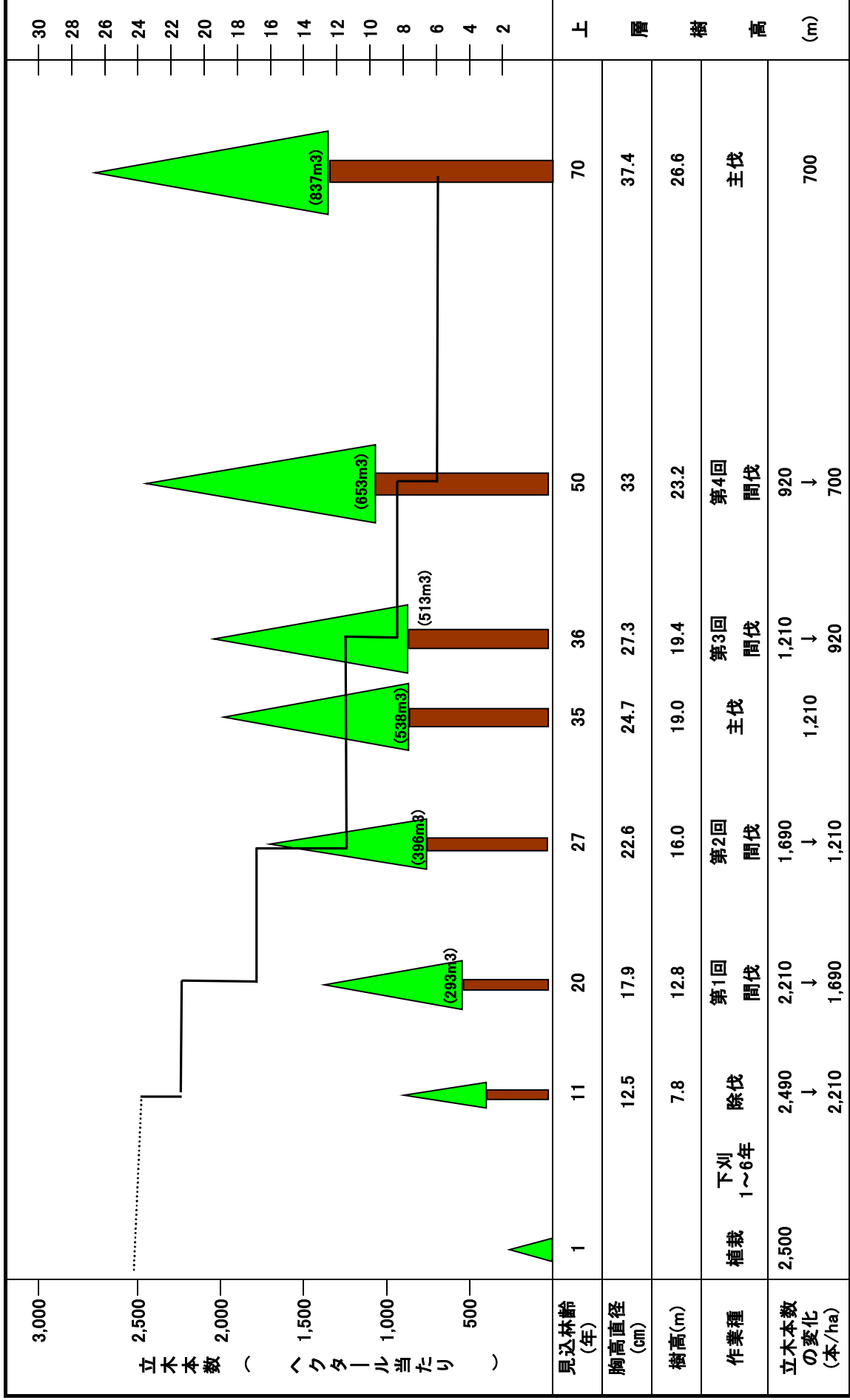
NO _____

市町村名 _____

①調査年月日	平成 年 月 日								
②調査者	所属名								
	氏名								
③調査地	林班	小班			面積(ha)	更新対象面積(ha)	伐採年	伐採後経過年数	プロット番号
		記号	番号	枝番					
④調査結果	プロット1			プロット2			プロット3		
	樹種名	本数	樹高(cm)	樹種名	本数	樹高(cm)	樹種名	本数	樹高(cm)
⑤判定 (複数項目を選択し判定して下さい)	A・B・C・D	A 天然更新が完了							
		B 天然更新が一部完了(面積 ha)							
		C 天然更新補助作業(面積 ha、作業内容:)の実施が必要							
		D 人工造林(面積 ha)の実施が必要							
⑥添付するもの	森林計画図(調査地を図示したもの)								
	全景写真(1部)								
	近景写真(1部、樹高が推定できるもの)								

(1) 育林体系図

ア 35年伐期・70年伐期



注 () 内の数字は、ha当たりの立木材積